

平成29年 第2回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成29年2月27日（月）14時00分
2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール 2階 2-2会議室
3. 出席委員 9名
会 長 2番 縣 次 男
副 会 長 11番 大 塚 弘 士

委 員 1番 大 津 雄 司
4番 坂 本 成 一
5番 高 田 英
6番 麻 生 俊之輔
7番 二ノ宮 政 広
9番 江 藤 国 子
10番 小 野 恵美子
4. 欠席委員 3番 姫 野 康 二
8番 安 部 義 浩
5. 議事参与が制限された委員数 1名
6. 議事日程
（1）出席確認
（2）会長挨拶
（3）議 事
① 農地法第18条の規定による合意解約通知について
② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議
③ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議
④ 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請の審議
⑤ 非農地判断の審議
⑥ 農用地利用集積計画（貸借権設定）の審議
⑦ 農地保有合理化事業による権利の移動の審議
⑧ 農用地利用集積計画決定（農地中間管理事業）の審議
⑨ 農用地利用配分計画決定（農地中間管理事業）の審議
⑩ 下限面積（別段の面積）の審議
（4）その他
7. 農業委員会事務局職員
事務局長 須藤啓司、次長 後藤義一、主幹 大嶋陽一、主事 田代正太郎
8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中 9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成29年第2回由布市農業委員会総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 4番の坂本成一委員さんをお願いしたいと思います。よろしく、お願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第10までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員

異議なし。

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会、会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお願いします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」
(議案第1号2号 2件)

議 長

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について、議案朗読説明。

議 長

議案1号及び2号につきましては、報告ということでした承りたいと思います。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第3号～8号 6件)

議 長

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。
議案3号～8号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

議 長
議案第3号につきましては、説明の方を事務局よりお願いします。

事務局
渡し人と受人は兄弟です。渡し人は相続でこの農地を手に入れて、2年前まで耕作をしておりましたが、年齢と病気の為、労働が難しくなっていたのですが、弟が手伝う形でこれまで管理をしていました。しかし、兄が農業を続けるのが難しくなり、弟に贈与したいということでの3条申請です。

議 長
質疑を受けます。
(ありません。)
それでは、承認される委員の挙手を求めます。
挙手・多数により承認します。

議 長
議案第4号につきましては、説明の方を議席番号4番 坂本成一委員さんよりお願いします。

4番 坂本成一委員
説明します。この土地は受人の方が耕作しております。渡人の方が耕作するのが難しいということで、受人の方に譲りたいという案件です。別に問題はないと思います。

議 長
質疑を受けます。
(ありません。)
それでは、承認される委員の挙手を求めます。
挙手・多数により承認します。

議 長
議案第5号につきましては、説明の方を議席番号6番 麻生俊之輔委員さんよりお願いします。

6番 麻生俊之輔委員
渡し人と受人は兄弟です。渡人の方が、この土地の後継者だったのですが、養子で出てしまったので、現在農業をしている受人の方に貰ってほしいという内容での申請です。経営面積、営農状況も問題ありません。以上です。

議 長
質疑を受けます。
(ありません。)
それでは、承認される委員の挙手を求めます。
挙手・多数により承認します。

議 長

議案第6号につきましては、説明の方を議席番号11番 大塚弘士副会長さんよりお願いします。

11番 大塚弘士副会長

説明します。渡人と受人は親子です。蘭の栽培をおこなってます。立派なハウスを建てて経営しております。今回は生前贈与ですし、一緒に経営もしていますので、問題ないと考えます。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

議 長

議案第7号につきましては、説明の方を議席番号9番 江藤国子委員さんよりお願いします。

9番 江藤国子委員

説明します。渡人の方は、この畑と、とんで養豚を営んでいたのですが、高齢により、ここ数年農業をしていませんでした。受人の方は、奥江地区で地熱発電を使ったきくらの栽培をしております、民宿の勤務もしています。今回、この畑を買って、お客さんにブルーベリー狩りなどの体験農園に使いたいということでした。特に問題は無いかと思われまます。以上です。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

議 長

議案第8号につきましては、説明の方を私から致します。

買い受ける人は推進委員さんです。現地を確認したのですが、以前は荒れていた農地を現在は綺麗に管理しております。農地を取得しても農地として使う意識が十分にありますので、なんら問題はないと思います。

質疑を受けます。

(ありません。)

それでは、承認される委員の挙手を求めます。

挙手・多数により承認します。

■日程 第3 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第9号から10号 2件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案9号及び10号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案第9号につきましては、説明の方を議席番号1番 大津雄司委員さんよりお願いします。

1番 大津雄司委員

説明します。資料が1ページからとなります。郵便局から上に上りまして、保育園幼稚園を過ぎまして、病院の正面あたりの用地です。宅地分譲で8区画です。業者も宅建を持っておりまして、実効性もあります。排水も問題ないと思います。以上です。

議 長

質疑はありませんか。

(ありません)

意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により、許可相当と認めます。

議 長

議案第10号につきましては、説明の方を議席番号1番 大津雄司委員さんよりお願いします。

1番 大津雄司委員

説明します。資料は5ページから8ページになります。一般住宅案件となります。周辺部は宅地も多く存在しておりまして、用地となっている場所は家と隣接もしておりますので、問題ないと考えます。

議 長

質疑はありませんか。

5番 高田英委員

この7ページの図を見ると、詳細な距離が出てないですが、駐車場が広いように感じます。建物に対して図の車両が非常に大きい気がするのですが、駐車場の広さは大丈夫でしょうか。

事 務 局

全面を利用する計画とのことなので、良いと考えてますが、庭をもっと広くするなどが必要となるかもしれない広さではあります。

議 長

他にご意見はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達致しますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数により、許可相当と認めます。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」
(議案第11号12号 2件)

議 長

日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について、議案朗読説明。

議案11号及び12号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案第11号につきましては、説明の方を議席番号1番 大津雄司委員さんよりお願いします。

1番 大津雄司委員

説明します。資料の9から13ページとなります。ドラッグストアができるということで、以前ディスカウントストアがあった場所ですが、拡大する用地の一部に今回の土地があります。実効性もしっかりあって、排水なども以前とあまり変わらないので、問題は無いと考えます。

議 長

質疑を受けます。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

議 長

議案第12号につきましては、説明の方を議席番号1番 大津雄司委員さんよりお願いします。

1番 大津雄司委員

説明いたします。資料が14から17ページになります。こちらは、北方自治区の長年の念願であった公民館を建設するというので、かなりの時間を費やして、建設に至ったということであり、以前の公民館は、非常に老朽化もひどく、駐車場も保育園と兼用している状況でした。実効性もあり、良く計画もされていますので、問題は無いと考えます。以上です。

議 長
質疑を受けます。
(ありません。)
意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。
挙手多数でございますので、この案件許可相当と認めます。

■日程 第5 「非農地証明の発行について」 (議案第13号～18号 6件)

議 長
続きまして、日程第5 非農地証明の発行について、6件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局
日程 第5 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議案13号～18号は、農地法第2条第1項の対象とならない土地と判断され、問題はないと考えます。

議 長
議案第13号につきましては、説明の方を議席番号10番 小野恵美子委員さんよりお願いします。

10番 小野恵美子委員
資料の18から19ページになります。写真を見て分かる通り、永年耕作しておらず、雑木も多数あり、非農地化しています。以上です。

議 長
質疑はありませんか。

4番 坂本成一委員
いいですか。周りの田んぼの人からの苦情は無いのでしょうか。

事務局
周りも軒並み荒廃しておりますので、苦情は無いです。

議 長
ほかにご質問はないですか。
(ありません。)
それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。
挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長
議案第14号につきましては、説明の方を議席番号4番 坂本成一委員さんよりお願いします。

4番 坂本成一委員

現況は境が分からないようなところで、全く写真の通りで、永年耕作していないのが目に見えて分かります。耕作できないでしょう。というような状況です。問題ないと思います。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議長

議案第15号につきましては、説明の方を議席番号6番 麻生俊之輔委員さんよりお願いします。

6番 麻生俊之輔委員

資料が24ページから26ページです。26ページの写真の通り、現状が法面となっておりまして、耕作が出来ないということで、非農地証明を発行したいという内容です。よろしくお願いします。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議長

議案第16号につきましては、説明の方を議席番号6番 麻生俊之輔委員さんよりお願いします。

6番 麻生俊之輔委員

資料が27ページから29ページです。面積も45㎡で、農地の進入路で活用しますので、非農地証明にしたいとの事です。問題は無いと考えます。

議長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議長

議案第17号につきましては、説明を私から致します。

申請地は湯布院の並柳地区です。現地を確認したところ、何十年も耕作しておらず、非農地化しておりますので、やむを得ないかなという状態です、

議 長

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

議 長

議案第18号につきましては、説明を私から致します。

17号の近所です。17号と同じような状態で、草も繁茂しておりますし、立木もたくさんという状況です。

質疑はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決いたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行して良いと思われる委員の挙手を求めます。

挙手・多数によりこの案件、非農地証明の発行を決定します。

■日程 第6 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」

(議案19号から33号 15件)

議 長

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、15件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程 第6 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定） 議案朗読説明。

議案19号～33号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

議案19号から29号については利用権継続設定の案件ですので、一括で皆様から質疑を受けたいと思います。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議 長

議案 30号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局

受人の方が実質管理をしているようなのですが、正式に契約をすることとしたとのことです。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

議 長
議案 31号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局
大分市の方ですが、高崎に20アール借りております。その流れで、七蔵司も借りて野菜を作りたいとの事です。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

議 長
議案 32号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局
貸付人の方の近所の方が借りていたのですが、作付が出来なくなったということで、貸借を解約し、次の方を探していたところ、親類の受人の方が作ってよいということになったそうです。受人の方は大型農家の方で、この土地の近所まで作付に来ているので、作業的にも問題ないと聞いております。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

議 長
議案 33号について、説明を事務局よりお願いします。

事務局
33号も、これまで契約していた方が解約となったので、新たに借受人を探していました。受人の方は耕作面積も12,000㎡を越えておりまして、何ら問題ないと考えます。以上です。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

■日程 第7 「農地保有合理化事業による権利の移動について」

(議案34号35号 2件)

議 長

日程 第7 農地保有合理化事業による権利の移動について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第7 農地保有合理化事業による権利の移動について 議案朗読説明。

議案34号35号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

議案 34号について質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

議 長

議案 35号についてですが、私が議事参与制限として退席となりますので、大塚副会長さんよろしくをお願いします。

11番 大塚弘士副会長

議案35号に入らせて頂きます。説明を事務局よりお願いします。

事 務 局

農地の売買事業の関係で、以前に公社への計画が承認されたものですが、その分が公社から縣さんに移るという内容です。

11番 大塚弘士副会長

質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

それでは、縣会長、入室をしてください。

議案35号につきましては、挙手多数により承認されたことを報告致します。

■日程 第8 「農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）」

(議案36号 1件)

議 長

日程 第8 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分）、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第8 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業分） 議案朗読説明。

議案36号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

■日程 第9 「農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）」
(議案37号 1件)

議 長
日程 第9 農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分）、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局
日程 第9 農用地利用配分計画について（農地中間管理事業分） 議案朗読説明。

議 長
質疑はありませんか。
(ありません。)
承認される委員の挙手を求めます。
挙手多数により承認いたします。

■日程第10 「下限面積（別段の面積）の設定について」

議 長
日程 第10 下限面積（別段の面積）の設定について、事務局より説明をお願いします。

事務局
日程 第10 下限面積（別段の面積）の設定について 議案朗読説明。

平成28年10月5日付けの市長よりの下限面積引き下げ要望書による「由布市ならではの移住・定住プロジェクト」空き家バンク事業に対応する為、空き家バンクに登録された空き家に付随する農地を1アールから取得できることとする。それ以外の農地は50アールからとする。と提案致します。

議 長
質疑はありませんか。

5番 高田英委員

付随する農地1アールとは、家庭菜園としてではなく、地目上農地とされているもの。ということになるんですね。それと、付随する農地というのは、空き家バンクに登録されていれば、現地が離れていても問題ないということですか。

事務局

家の敷地内にある家庭菜園目的ではなく、由布市の空き家対策の事業である、空き家バンクに登録された空き家についている農地を、空き家の取得者に併せて取得してもらうための設定です。手放したい空き家に、農地も一緒となっていることが多く、苦慮しているとの事だったので、その解消と、空き家を取得する際に、ちょっとした農地を併せて取得したいという希望に応える為です。1アールなのは、空き家バンクに付随する農地を処理していくなかで、10アールの設定だと、9アール以下のものが今度は残ってってしまうので、1アールとした。

付随するというのは、隣接しているという意味ではなく、空き家バンクに登録している方と同じ所有者という意味です。

5番 高田英委員

この制度で50アール未満の農地を取得した人は農家ではないということでしょうか。

事務局

50アール未満の農地取得をできるようにするものなので、農地を取得しても経営農家ではないです。

1番 大津雄司委員

付随する農地が非農地化していくことは考えられますか。

事務局

下限面積が下がれば経営農家が減っていくので、増えていく可能性は高くなると思います。ただ、空き家バンクに登録されているものでなければダメですし、農地法の許可基準を満たさなくては取得できないので、耕作の意思が無ければ許可は出せません。農地法の許可基準の面積が変わるだけ。空き家バンク事業にあれば誰でも取得できるようになるという訳ではない。

5番 高田英委員

承認された場合、いつから有効になるのですか。

事務局

平成29年4月1日からです。

議長

ほかに質疑はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認いたします。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。